

県立長野図書館昇降機改修工事設計業務

基本設計書

令和4年 8月

長野県教育委員会

この設計業務は「設計業務仕様書」によるほか、この基本設計書並びに設計業務委託契約書によるものとする。なお、基本設計書中●印を付したものを適用する。

設 計 概 要

● 工事の概要

県立長野図書館（SRC3F B1F 8, 681m²）の昇降機 2 号機改修工事の設計

（電気・機械設備工事）

- ・昇降機 2 号機の更新及びそれに伴う受電設備及び配分電盤の改修

（建築工事）

- ・上記改修工事にもなう養生、仮設設備の設置等

● 設計方法及び留意事項

1. 現地調査

- ・既存設備やそれらの運用状況、また施設の運営状況（繁忙期等）の調査を綿密に行うことで、最適な更新機器及び工事・仮設計画を検討すること。

2. 設計上の留意事項

- ・居ながら工事となるため、施設運営に支障をきたさない工事・仮設計画を設計すること。また施設管理者と協議の上、工事全体の概略工程表を作成すること。
- ・解体での機器類の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設リサイクル法に適合する処理が行われるようにすること。
- ・産業廃棄物の適正処理を設計に見込むこと。特に不要となる既存設備は原則撤去すること。
- ・発生材（コンクリート塊、鉄くず等）の再資源化を検討すること。
- ・施設管理者、関係官公署と十分に打合せを行い、打合せ記録簿に記録を残すこと。
- ・本工事に伴う道連れ工事が発生する場合は、その費用も見込むこと。
- ・本工事に伴う RC コア抜きが必要な場合はその箇所を明示し、費用（鉄筋探査等含む）を見込むこと。

I. 一般事項					
1. 工事名	県立長野図書館昇降機改修工事設計業務				
2. 工事場所	長野市若里				
3. 建物名称	県立長野図書館				
4. 建設年度	昭和54年（経過年数：43年）				
5. 既存建物概要 主要用途	建物名	構造	階数	延面積（㎡）	備考
	本館棟	SRC	3F/B1F	8,681	
	書庫棟	〃	6F/B1F		
6. 現地の 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ●施工は居ながら工事のため、施設運営の支障とならない工事計画を検討すること。 ●繁忙期（施設管理者から聞き取ること）の施工は極力避けること。 				
7. 将来計画 の有無	●無 ○有 ○不明				
8. 設計準拠仕様	●公共建築工事標準仕様書＜電気設備工事編＞＜最新版＞				
	●公共建築設備工事標準図＜電気設備工事編＞＜最新版＞				
	●公共建築改修工事標準仕様書＜電気設備工事編＞＜最新版＞				
	●公共建築工事標準仕様書（建築工事）＜最新版＞				
	●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事）＜最新版＞				
	●建築設備設計基準＜最新版＞				
	●建築設備耐震設計・施工指針＜最新版＞				
	以上国土交通省大臣官房営繕部監修				

II. 提出図書					
1. 設計図 (提出図面) 原図 A1判 製本1部 ・ A1二つ折り (表紙タイトル入り) 製本縮小版5部 ・ A3二つ折り (表紙タイトル入り)	建 築	名称	縮尺	支給	原図
		特記仕様書		●	○
		仕上表		○	●
		平面図（撤去・新設）		○	●
		概略工程表		○	●
	電 気	仮設計画図		○	●
		特記仕様書		●	○
		配置図		○	●
		機器表・系統図		○	●
		平面図（撤去・平面図）		○	●
		受変電設備図		○	●
	機 械	単線結線図・盤図		○	●
		特記仕様書		●	○
		昇降機寸法図等		○	●

<ul style="list-style-type: none"> ●CAD 作図すること。作成された CAD 図は施工者に無償供与することを了承すること。 また JW-CAD により読み取りに支障のない形式のファイルとすること。 ●設計図には管理建築士（若しくは設計者）が押印し、メーカー名や製品名は記入しないこと。 ●既存配線を再利用する場合でも、平面図には配線経路を記載すること。 	
2. 積 算	長野県建設部建築設備工事数量等積算基準（電気設備編）による。
	●内訳書 [営繕積算システム（RIBC2）による。]
	●打合せ記録（関係機関、建築を含む）
	●積算調書（数量拾い表ほか）
	●機器見積表（3 者以上の見積書（型番入）、機器見積比較表とも作成）

Ⅲ. 設 計 内 容（●をしたものを適用する）				
設計項目	内 容			
電気設備 機械設備	電気方式	単相 3 線式 100/200V 三相 3 線式 200V		
	配線方式	金属管配線、合成樹脂管配線、ケーブル配線 区画貫通部: 国土交通大臣認定工法 (CFAJ 認定)		
	省エネルギー対策	LED 灯具の採用		
	主たる照明 器具・照度	室名	主たる照明器具の種類	照度
	(参考)	昇降機	LSS9、LED ブラケット	100lx
	原則 JIS Z 9110-16 (2011) の照明基準に準拠すること。			
	●昇降機（動力設備及びかご）およびそれに伴う給電設備（盤類、電力線）の設計を行うこと。			
	●当該設備の使用状況を施設管理者から聞き取り、それに適した設計とすること。特に施設管理者からの要望が無い場合は、既存設備と同等の能力を有する設備を設計すること。			
	●既存昇降機の使用状況を加味し、昇降機の方式（ロープ式昇降機の内、機械室有り/無し）の 2 方式）について比較資料を作成の上、より適した方式について検討すること。機械室無し方式の方針となった場合、既存機械室の改修（照明、換気扇等）の有無について施設管理者と協議すること。			
	●既存蛍光灯等を廃棄するに当たり、製造年等の調査により、それらに PCB が含まれていないことを確認すること。含有されていた場合は積算内訳に別途処分費を計上すること。			
●昇降路の改修については想定していないが調査の結果必要となった場合は、施設管理者と協議の上でその費用も見込むこと。				
●その他疑義が生じた場合は施設管理者にその都度確認すること。				